

平成 29 年 9 月 12 日

技3通 17-012

設計施工基準第3条に係る結果通知書

日新工業株式会社

御中

株式会社 住宅あんしん保証

技術管理部



平成29年8月18日付で申請のあった アスファルトシングル葺き屋根工法 については、下記2.に掲げる部分が「あんしん住宅瑕疵保険設計施工基準」に適合していませんが、申出内容の審査の結果、同基準と同等の性能を有するものであることを確認いたしましたので通知いたします。

記

1. 対象工法

日新工業株式会社が供給する、「日本アスファルト防水工業協同組合仕様(勾配屋根工法: SL・SLI)」「マルエスシングル(SN・SS)」を使用し、同社が定める施工仕様および基準に基づき施工されたもの。

2. 第3条申出に基づき審査を行った部分

雨水の浸入防止する部分のうち、次に掲げる部分。

(1) 屋根の防水

- ① 下ぶき材は、JIS A 6005(アスファルトルーフィングフェルト)に適合するアスファルトルーフィング940 又はこれと同等以上の防水性能を有するものとする。(第7条第2項(1))
- ② 上下(流れ方向)は100 mm以上、左右は200 mm以上重ね合わせることとする。(第7条第2項(2))
- ③ 屋根面と壁面立上げ部の巻き返し長さは、250mm 以上かつ雨押さえ上端より50 mm以上とする。(第7条第2項(4))

(2) 勾配屋根の防水

- ① 下ぶき材は、JIS A 6005(アスファルトルーフィングフェルト)に適合するアスファルトルーフィング940 又はこれと同等以上の防水性能を有するものとする。(第19条第2項(1))
- ② 上下(流れ方向)100 mm以上、左右200 mm以上重ね合わせることとする。(第19条第2項(2))
- ③ 屋根面と壁面立上げ部の巻き返し長さは、250mm以上とする。(第19条第2項(4))

3. その他

- ・ 審査を行った部分の他は「あんしん住宅瑕疵保険設計施工基準」に準拠することを条件とする。
- ・ 審査を行った部分に変更があった場合は、この書面の効力を失うものとする。
- ・ 保険契約申込みの際には通知書の写しをご提出ください。

注意)この通知書は、大切に保管しておいてください。